

令和5年度工賃（賃金）実績報告における留意事項について

1 報告書の記載について

（1）多機能型事業所の取扱いについて

多機能型事業所については、それぞれの事業種別ごとに別葉で報告してください。

ただし、生活介護等対象となっていない事業種別との多機能型については、報告対象実績部分のみの記入となります。

（2）就労継続支援A型について

就労継続支援A型については、雇用型と非雇用型に分けて別葉で報告してください。

（3）従たる事業所の取扱いについて

従たる事業所については、本体事業所とは別葉で報告してください。

2 工賃（賃金）の範囲について

工賃、賃金、給与、手当、賞与その他名称を問わず、事業者が利用者に支払うすべてのものが対象となります。

3 工賃（賃金）の公表について

各事業所が報告した平均工賃月額及び平均工賃時間額の実績については、大分県ホームページで公表します。